

TURBO 購入者特典・自転車保険規約

～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)～

TURBO 購入者特典・自転車保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故(※)によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

補償の概要

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	100万円 死亡・後遺障害保険金の全額	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故 ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故 むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が発生した場合(注)後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされています。	死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた約款所定の保険金支払割合(42%～100%)	(注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数(2日)を超えて入院された場合	10,000円 (入院一時金額の全額)	
個人賠償責任保険金(特約)	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅(注)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合(注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	損害賠償金の額 - 自己負担額(0円)	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> ご契約者または被保険者の故意 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 など
本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約用)	個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲を、ご本人のみに限定する特約です。被保険者ご本人が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。		(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 同居する親族に対する損害賠償責任 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など
賠償事了解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う(注)特約です。(注)示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。		
ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約	ヘルメット(注)を着用中かつ自転車に乗っている間の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(注)SG基準等の引受保険会社所定の安全基準に適合している自転車用ヘルメットおよび二輪車・原動機付自転車用の乗車用ヘルメットをいいます。(※)	100万円 ヘルメット着用中死亡特別保険金額の全額	次の場合については保険金をお支払いできません。 <ul style="list-style-type: none"> 上記の「死亡保険金」をお支払いできない場合 次のいずれかに該当する場合にはヘルメット着用中とみなされないため、保険金をお支払いできません。 ①自転車用ヘルメット以外のヘルメットを着用していた場合 ②引受保険会社所定の安全基準を満たしていないヘルメットを着用していた場合(※) ③あごひもを固定しないなど、ヘルメットを正規の方法で着用していない場合 ・次のいずれかに該当する間に発生した事故による傷害の場合には保険金をお支払いできません。 ①競技・競争もしくは興行またはこれらのための練習のため自転車に搭乗している間の事故②ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故など

(※) 引受保険会社所定の安全基準に適合しているヘルメットとは下記のをいいます。

■ 自転車用ヘルメット
(安全基準の例)

SG (一般財団法人製品安全協会)

CPSC (アメリカ合衆国消費者製品安全委員会)

CE EN1078 (欧州標準化委員会)

ASTM (米国試験材料協会)

JCF (公益財団法人日本自転車競技連盟)

※ 上記以外の安全基準についてはお問い合わせください。

■ 二輪車・原動機付自転車用の乗車用ヘルメット

消費生活用製品安全法の特定製品基準に適合しているもの

ご注意ください

上記以外のヘルメットは対象外となります。

(対象外の例) ・作業用ヘルメット ・防災用ヘルメット ・野球等のスポーツ用ヘルメット など

【被保険者（補償の対象となる方）】

スペシャライズド・ジャパン合同会社が製造販売する指定の自転車を購入し、所定の登録システムにて登録した本人

【補償開始日時・保険期間】

登録システムでの登録完了の翌日（自転車受取日の指定がある場合は指定日）午前0時から1年後当日の午後4時まで

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

< 連絡先 > スペシャライズド自転車保険 事故受付デスク 0800-123-6390 (24時間365日無料)

【お申込みにあたってのご注意】

- ・TURBO 購入者特典・自転車保険は保険契約者をスペシャライズド・ジャパン合同会社、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
- ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください (<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

スペシャライズド・ジャパン合同会社は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

- I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため
- II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため
- III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため
- IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- V. 傷害保険の引受保険会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため
- また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ (<http://www.au-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先

【付帯保険補償内容に関して】

au損保 カスタマーセンター

TEL：0800-700-0600（通話料無料）

（受付時間：AM9時～PM6時 年末年始を除く）

【引受保険会社】

au 損害保険株式会社

2024年4月1日改定

B19D310405(2001)